

介護保険情報誌

みんなの 介護保険



今回は、高齢者要望実態調査の結果について等を掲載しています。
また、平成25年度の決算についてお知らせします。

■ 地域のデータ (H26. 8. 31現在)

総人口	世帯数	65歳以上の人口	高齢化率
124,920人	48,042戸	29,530人	23.64%

(鳥栖地区広域市町村圏組合は、鳥栖市・みやき町・基山町・上峰町で構成されています)

鳥栖地区広域市町村圏組合

VOL.21
2014. 10



1. 高齢者要望等実態調査結果について ～ご協力ありがとうございました～

第6期介護保険事業計画(平成27～29年度)の策定にあたり、65歳以上の高齢者の方の心身の状況や介護サービスの利用状況、今後の要望等を把握するため、昨年10月に「高齢者要望等実態調査」を実施いたしました。

調査結果に基づき、見えてきた本圏域の課題や傾向についてその一部をご紹介します。

(調査票の配布・回収状況)

調査地区	配布数	有効回収数	有効回収率
鳥栖市	3,491人	2,621人	75.1%
基山町	1,031人	873人	84.7%
みやき町	1,925人	1,661人	86.3%
上峰町	487人	366人	75.2%
小 計	6,934人	5,521人	79.6%

調査対象者は6,934人(要介護(要支援)認定者4,109人《全件調査》、その他の高齢者2,825人《抽出調査》)で、約80%にあたる5,521人の方から回答をいただくことができました。これは高齢者全体の23.2%(調査時点)の方から回答をいただいたことになります。調査へのご協力に心からお礼を申し上げます。

今号では、主な調査結果について報告いたします。

①元気づくり高齢者について

皆さんは「元気づくり高齢者」という言葉をご存知ですか？

元気づくり高齢者とは、要介護(要支援)認定者となる可能性が高く、早めに介護予防の取り組みを必要とされる方をいいます。また、一般高齢者は生活機能に問題がみられない方です。今回の調査で協力いただいた高齢者の回答者2,162人のうち、約33%にあたる705人が元気づくり高齢者であるとの調査結果が出ています。

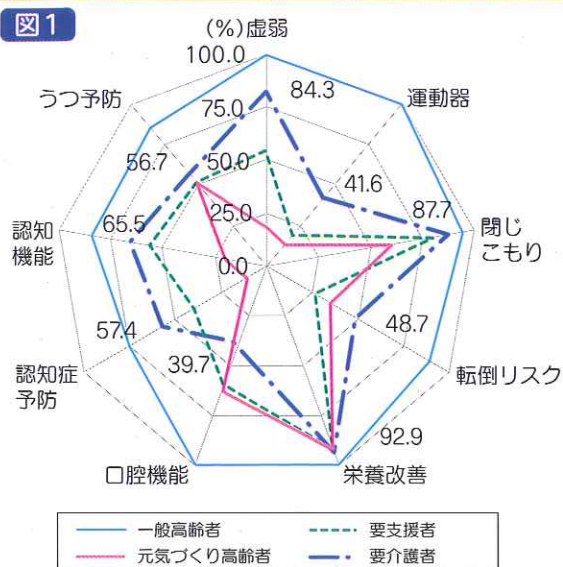
	全 体	鳥栖市	基山町	上峰町	みやき町
今回調査に協力いただいた高齢者の数	2,162人 100.0%	942人 100.0%	341人 100.0%	144人 100.0%	735人 100.0%
一般高齢者	1,457人 67.4%	646人 68.6%	214人 62.8%	109人 75.7%	488人 66.4%
元気づくり高齢者	705人 32.6%	296人 32.6%	127人 37.2%	35人 24.3%	247人 33.6%

今回の圏域内の調査結果では、元気づくり高齢者と判定された割合は基山町が37.2%と最も高く、24.3%と上峰町が最も低くなっています。上峰町においては元気な高齢者が多い傾向にあるようです。

では、元気づくり高齢者になるとどういった心身や生活機能の変化があるのでしょうか。

次のグラフ(図1)は、実態調査の結果から生活機能評価を行い、一般高齢者と元気づくり高齢者にどういった心身や生活機能に変化が出てくるのかを表わしたものです。

図1



グラフ中の数値は、生活機能を維持している方の割合を示しており、この値が高いほど健康であることを指しています。グラフ中の青線は一般高齢者を表わし、内側の赤線は元気づくり高齢者を表わしています。

一般高齢者(青線)では、「うつ予防」「認知機能」「認知症予防」に若干の低下がみられますが、その他の項目ではほぼ健康であると言えます。

しかしながら元気づくり高齢者(赤線)と判定された方は、生活機能を維持できる方に比べ、身体的な衰えにより全般にその割合は減少してきますが、特に「運動器」「転倒リスク」「口腔機能」「認知症予防」については、大幅に低下しています。

	一般高齢者
運動器	100%の方がリスクなし
転倒リスク	約90%の方がリスクなし
口腔機能	100%の方がリスクなし

元気づくり
高齢者と判定
された方は…

元気づくり高齢者
41.6%の方は運動器にリスクなし =58.4%の方が運動器にリスクあり
48.7%の方は転倒リスクなし =約51.3%の方に転倒リスクあり
39.7%の方は口腔機能にリスクなし =60.3%の方が口腔機能にリスクあり

運動器においては、一般高齢者でリスクのある方はいなかったところですが、元気づくり高齢者になるとリスクのない方は41.6%に低下しており、このことは58.4%の方に運動器にリスクがあることを示しています。口腔機能でも同様に一般高齢者ではリスクのある方はいませんが、元気づくり高齢者になると39.7%に低下し、60.3%の方にはリスクがあることを示しています。

なお、このグラフについては圏域全体の回答結果ですが、構成市町別(鳥栖市・基山町・上峰町・みやき町)に見ても同様の結果となっています。つまり全圏域において「運動器」「転倒リスク」「口腔機能」「認知症予防」の衰えや低下により元気づくり高齢者となられる方が多いことを指しており、これらの機能を維持・向上させるため介護予防の取り組みが重要です。

グラフ中の評価項目の説明

- ①運動器…足腰の筋肉などに関する運動器の機能が低下している又はそのおそれのある方(設問数:5問)
- ②閉じこもり・うつ予防・認知症予防…閉じこもり状態やうつ状態、認知症の疑いがある方(設問数:合計10問)
- ③栄養改善…食生活において低栄養状態にある又はそのおそれのある方(設問数:2問)
- ④口腔機能…歯などに関する口腔機能が低下している又はそのおそれのある方(設問数:3問)
- ⑤認知機能…認知症予防と異なる設問の回答結果をもとに認知症の程度を6段階に評価したもので、この6段階評価の中で認知症の症状等が認められなかった割合を指しています(設問数:7問)
- ⑥虚弱…上記の①～④(うつ予防の設問を除く)に係る設問及びその他の設問の合計20問において評価されたもので、全体的な評価となっています

②介護・介助が必要となった原因について

男女別に見てみると、男性では「脳卒中」が原因で要介護（要支援）認定者となられた方が29.7%、次いで「認知症」が26.2%となっています。一方、女性では「認知症」及び「骨折・転倒」が原因の方がともに29.0%と一番高い結果となっています。

男性が生活習慣病を背景とした「脳卒中」により要介護状態となりやすいのに対し、女性は、「骨折・転倒」といった筋力の低下を背景とした廃用性の機能低下を原因として要介護状態等となりやすいという傾向があること、また、男女ともに、「認知症」が原因で要介護（要支援）の認定を受ける方が多い傾向がうかがえました。

このことから、性別に応じた介護予防の取り組みを行っていくとともに、認知症予防の取り組みが重要です。

図2

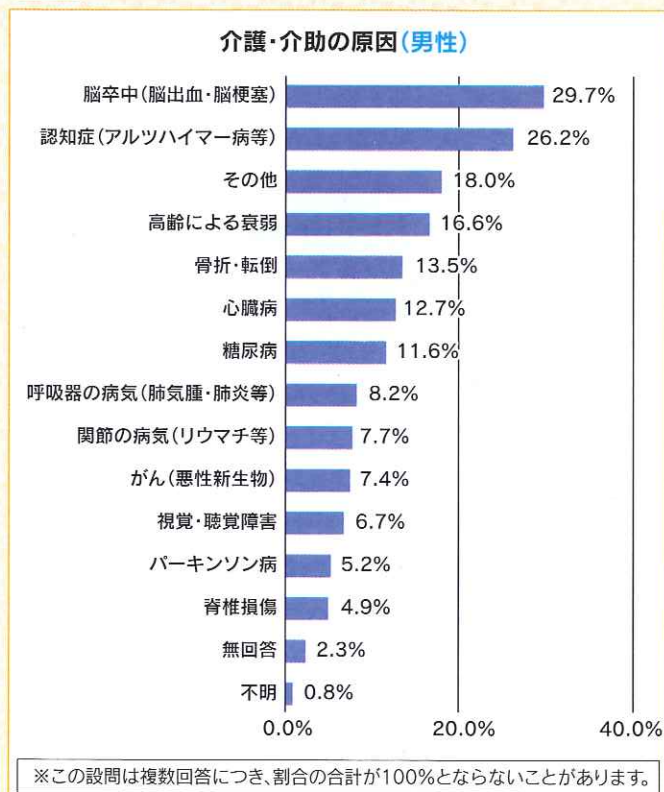
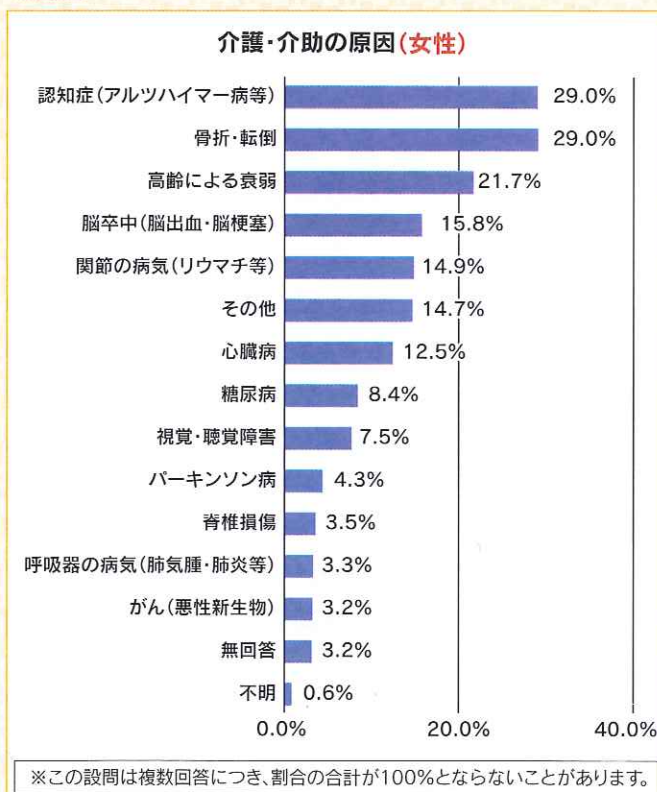


図3



更に、今回の調査を構成市町別で見ても「認知症」「骨折・転倒」「脳卒中」が上位を占めていることから、私たちの圏域において介護や介助が必要とならないためには、特に認知症予防や転倒予防への積極的な取り組みが重要といえます。

平成18年度に介護保険制度の見直しがなされてから今日まで、構成市町において元気な高齢者を増やすため、様々な介護予防教室や生活習慣病予防の取り組みが進められています。これらの取り組みは皆さんの健康維持のために必要な取り組みですので、積極的に参加し介護が必要とならないよう心がけましょう。

③主な介護・介助者の状況について

要介護または要支援認定の有無を問わず、回答者の約65%が配偶者や子、孫などの親族が介護を行っています。(図4参照)

また、介護・介助者の年齢については、65歳未満が約64%と最も多くなっていますが、65歳以上の方が介護している割合が28.1%を占めており、老老介護の割合が高いことがうかがえます。(図5参照)

図4

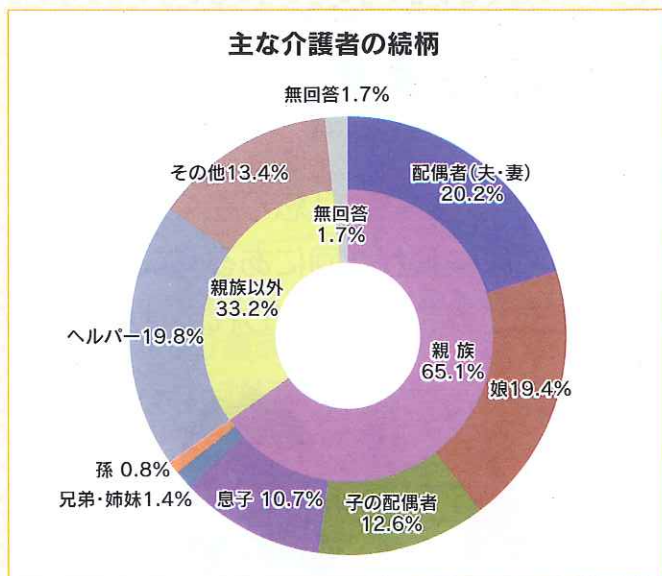
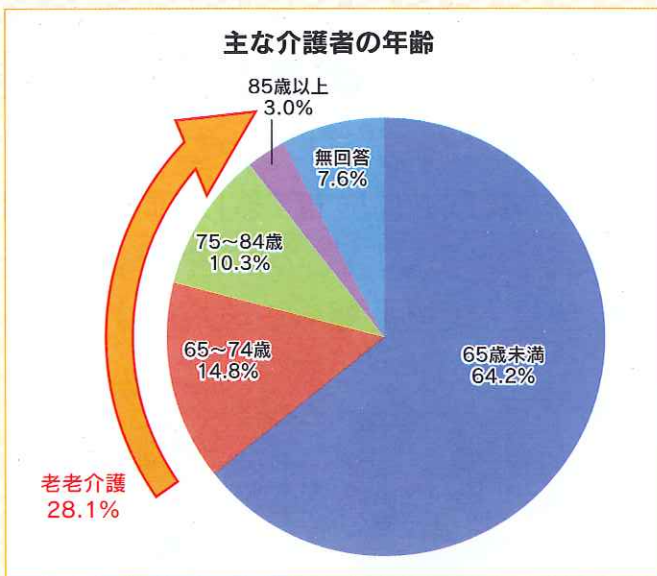


図5

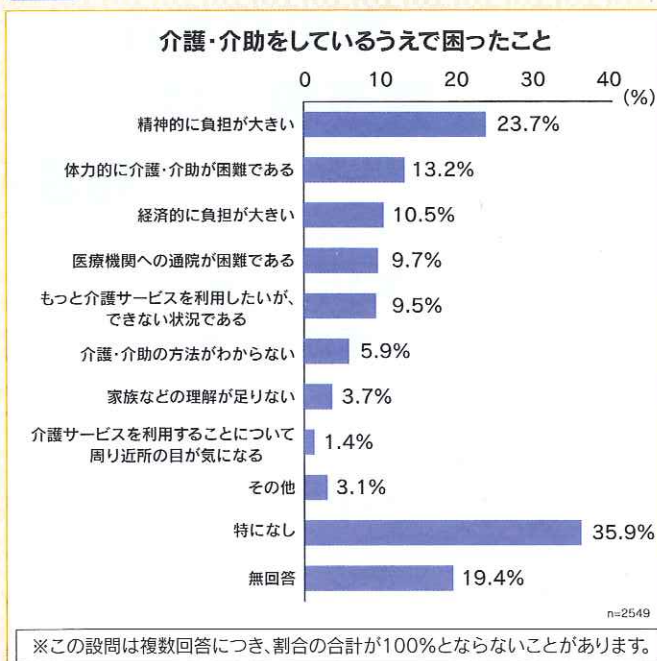


次に、主に介護・介助をしている方が介護・介助をしている上で困ったことについては、「特になし」と回答された方が約36%と最も高くなっていますが「精神的に負担が大きい」(約24%)、「体力的に介護・介助が困難である」(約13%)、「経済的に負担が大きい」(約10%)、「医療機関への通院が困難である」(約10%)となっています。(図6参照)

要介護(要支援)認定者の方の介護・介助を行う上では、精神的または体力的に相応の負担が伴うものですが、介護者や家族の負担を少しでも軽減するために、一時的にショートステイなどの介護サービスを利用することも重要です。また、悩みの共有や介護に関する相談ができる環境・体制の整備を行う必要があります。本組合では今後、継続的に家族介護に関する研修会等を行うこととしておりますのでお気軽にご参加ください。

今回の「高齢者要望等実態調査」につきましては、多くの方々から貴重なご意見等をいただきありがとうございました。今回の調査結果をもとに第6期介護保険事業計画の策定を進めてまいります。介護サービス費の見込みや介護保険料の決定のほかに元気な高齢者を増やす取り組みについても計画し、できることから実践してまいります。

図6





2. 地域支援事業のお知らせ

ものわすれ・よかよか相談室

ひとりで悩まず気軽にご相談ください！
お手伝いする窓口があります。

- 認知症介護の方法について知りたい。
- 「同じ質問を何度もする」、「部屋に見知らぬ人がいると言う」、「怒り易く人が変わったみたい」、「ものわすれが気になる」、「夜中に尿失禁が頻回にある」など。
- 話すと心が少し軽くなるかもしれません。よい工夫が見つかるかもしれません。



ものわすれ・よかよか相談室窓口
要予約 ☎ 0942-81-3111
◆ 相談料無料 ◆

日 時：第1・3火曜日 13時30分～16時30分
場 所：鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 2階和室
受 付：当日の11時までに電話で予約
定 員：3人(1人60分程度)
相談員：神崎 道子（認知症の人と家族の会世話人、認知症ケア上級専門士、看護師）

「ものわすれ・よかよか相談室」は、ものわすれや認知症について不安に思っている方・そのご家族などの、悩みや問題を解決するためのお手伝いをする相談窓口です。

● 予約・問い合わせ先 介護保険課 地域支援係
電 話：0942-81-3111
FAX：0942-81-3316 （担当：岸川、神崎）



第3回 家族介護者交流会

参加してみませんか♡

ご家族の中で、イライラしていませんか？

認知症の症状がある方を介護して、疲れていませんか？

家族の暮らしがあってこそその介護です、少し話をしてみませんか？

同じように悩んでいる人たちがいます。みんなで一緒に考えましょう。

ここには、介護という共通の体験をした仲間がいます。

簡単な勉強やおしゃべりしながら、コーヒーを飲みながら、創作活動をしてみませんか。



対 象：在宅で、認知症の症状がある方を介護しておられる家族

講 師：西九州大学 藤原先生と学生さん、ボランティアの方

頑張りすぎない介護を知ったこと、
同じ介護家族の話が聞けたこと、若い
人と一緒に物をつくり、ここにいる間
は心が休まるし、優しくなれるかな

参加費：100円（お茶やお菓子代）

★一回の参加でも受け付けますよ！

楽しいですよ！



開催日時

※開催日は、原則第3土曜日ですが変更がある場合があります。

開催日	時 間	認知症ミニ講座	創作活動
平成26年10月18日(土)	10時～12時	認知症の症状 1	日常で使える季節 の小物作り 例) クリスマスリース、 正月用飾り物など
平成26年11月15日(土)		認知症の症状 2	
平成26年12月20日(土)		認知症の治療	
平成27年 1 月17日(土)		認知症のケア 1	
平成27年 2 月21日(土)		認知症のケア 2	
平成27年 3 月21日(土)		親 睦 会	

会 場

鳥栖市本町3丁目1494-1

鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課

問い合わせ先：介護保険課 地域支援係 ☎0942-81-3111



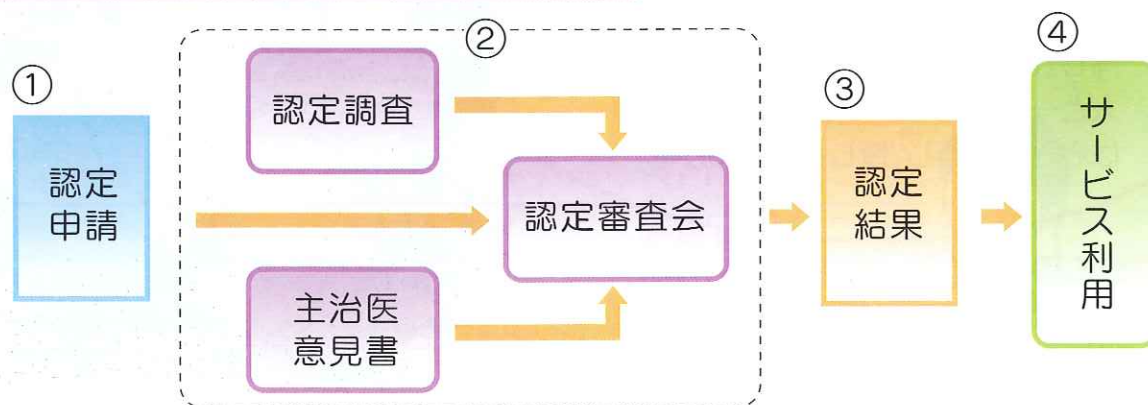
3. 介護保険の手続きについて

○ 介護保険の申請は、サービスが必要になってからお願いします。

介護サービスを利用するためには、鳥栖地区広域市町村圏組合、または、お住まいの各市町の介護保険担当の窓口にて「要介護（要支援）認定」の申請をして、「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

* 申請から認定結果が出るまでに、認定調査、主治医意見書、認定審査会の手続きが必要ですので一定の期間がかかります。ただし、申請日に遡って有効期間が決められますので、サービス利用の希望がなければ、あらかじめ申請する必要はありません。

● 介護サービスを利用するまでの流れ



① 要介護（要支援）認定の申請をします。

② 認定調査と主治医意見書の内容を認定審査会で審査し、要介護度を判定します。

③ 認定結果をお知らせします。

④ 介護保険などのサービスが利用できます。

◆ お 願 い

たとえサービス利用の希望がなくても、一旦申請があれば、認定結果が出るまでに、新規申請の場合1件約20,000円、更新申請の場合1件約16,000円の経費が、お住まいの市町からの負担金で賄われます。（申請者ご本人の自己負担はありません。）

ちなみに、平成24年9月末は認定期間を満了した方が400名で、うち、サービス未利用の方が約90名いらっしゃいました。この方々が皆さん更新申請をされると、1月当たりの経費は90名×16,000円＝144万円となり、1年分に換算すると、144万円×12月＝1,728万円が不要ということになり、さらに、サービスが必要な方の認定が遅くなってしまいます。

**経費節減ならびに介護認定の早期化のため、
申請はサービスが必要になってからお願いします。**



4. 介護保険料について

もうすぐ65歳を迎えられる方へ

介護保険制度において、65歳は第2号被保険者から第1号被保険者に切り替わる節目の年齢です。65歳になれますと、下記のように変わります。

被保険者証

介護保険の第1号被保険者であることの証として、65歳を迎えられる方全員に郵送されます（誕生月の上旬に郵送）。介護サービスが必要となられた場合に必要となりますので、大切に保管しましょう。

介護保険料

それまでは加入医療保険料と合わせてお支払いされていた介護保険料を、65歳の誕生月分からは本組合に納めていただくこととなります（加入医療保険と二重納付にはなりません）。

誕生月翌月に納付書、介護保険料のご案内等の書類が郵送されます。

介護保険料納付証明書について

お支払いいただいた介護保険料は確定申告における社会保険料控除の対象となります。

本組合では基本的に、平成26年（平成26年1月～12月まで）の間に、普通徴収（納付書もしくは口座振替）で納付された方に、お支払された普通徴収分保険料を表示した『介護保険料納付証明書』をお送りします。発送は平成27年1月中旬を予定しております。

特別徴収（年金天引き）の方につきましては、年金保険者から届くハガキ『公的年金等の源泉徴収票』に、年金天引き分の保険料金額が記載されていますので、そちらをご利用ください。

※特別徴収の方でも、年金保険者（日本年金機構など）から『公的年金等の源泉徴収票』が送られてこない方、年末調整等により事前に必要な方等につきましては、個別に証明書を発行することができますので、本組合 介護保険料係またはお住まいの市町の介護保険担当窓口にて申請をして、お受け取り下さい。

平成26年中の納付方法	証明内容等
普通徴収（納付書または口座振替）のみの方	本組合から送付する『介護保険料納付証明書』をご利用ください。
特別徴収（年金から天引き）のみの方	年金保険者（日本年金機構など）から送付されます『公的年金等の源泉徴収票』をご利用ください。
普通徴収と特別徴収の両方でお支払いの方	『介護保険料納付証明書』+『公的年金等の源泉徴収票』を併用してご利用ください。



5.平成25年度介護保険会計決算報告について

本組合の平成25年度介護保険特別会計の歳入歳出の決算額は下記のとおりです。

歳 入 82億6,137万5千円
 歳 出 81億5,431万1千円
 差引額 1億706万4千円

歳入状況

【単位：千円】

項 目	25年度決算額	24年度決算額	比 較	伸 率
1 保険料	1,589,359	1,528,989	60,370	3.9%
2 分担金及び負担金	1,214,803	1,186,298	28,505	2.4%
3 国・県支出金	2,875,043	2,841,910	33,133	1.2%
4 支払基金交付金 ※1	2,201,290	2,164,574	36,716	1.7%
5 繰入金 ※2	175,824	131,489	44,335	33.7%
6 その他	205,056	140,665	64,391	45.8%
歳入合計	8,261,375	7,993,925	267,450	3.3%

※1 40歳から64歳までの方の保険料相当分が、社会保険診療報酬基金から交付されるものです。

※2 第5期計画期間の保険料の上昇分を抑制するため、これまで積み立てておいた資金を計画的に取り崩して繰り入れたものです。

歳出状況

【単位：千円】

項 目		25年度決算額	24年度決算額	比 較	伸 率
1.総務費		161,885	170,611	△8,726	△5.1%
2.保険給付費		7,551,735	7,222,733	329,002	4.6%
内 訳	介護サービス等諸費（要介護者への給付）	6,645,218	6,391,223	253,995	4.0%
	介護予防サービス等諸費（要支援者への給付）	534,906	497,684	37,222	7.5%
	その他のサービス費	371,611	333,826	37,785	11.3%
3.地域支援事業費 ※3		235,944	222,728	13,216	5.9%
内 訳	介護予防事業費	87,633	77,350	10,283	13.3%
	包括的支援事業費	94,294	98,876	△4,582	△4.6%
	任意事業費 ※4	54,017	46,502	7,515	16.2%
4.その他		204,747	175,076	29,671	16.9%
5.予備費		0	0	0	0%
歳出合計		8,154,311	7,791,148	363,163	4.7%

※3 構成市町が実施する介護予防事業及び地域包括支援センターの運営等にかかる費用です。

※4 任意事業とは、構成市町の実態に応じて任意に行うことができるもので、事業としては高齢者の見守り事業、家族介護支援事業等を実施しています。



6. 情報公開及び個人情報保護制度運用状況の公表

鳥栖地区広域市町村圏組合では、開かれた組合の運営を実現するために情報公開条例を制定しています。また、圏域住民の個人情報を適切に取り扱うために個人情報保護条例を制定しています。

昨年度の両制度の運用状況は次のとおりです。

1 情報公開制度における請求件数等

平成25年度では、1件の公文書の公開請求がありました。

年度	請求件数	処理状況				不服申立
		全部公開	部分公開	非公開	取下げ	
25年度	1	0	1	0	0	0

2 個人情報保護制度における請求件数等

平成25年度においては、3827件の請求がありました。

年度	請求件数	処理状況				不服申立
		全部公開	部分公開	非公開	取下げ	
25年度	3,827 (3,799)	3,827 (3,799)	0	0	0	0

()内はケアプラン作成のため請求された件数です。

平成26年10月1日から、 鳥栖市鳥栖地区地域包括支援センターの事務所が移転します。

10月1日付で、これまでの今村病院東側から、国道34号線沿いの建物内に事務所を移転します。

車でのアクセスもしやすく、事務所も広くなりましたので、生活上の困りごとなどについてお気軽にご相談ください。

所在地：鳥栖市轟木町1523番地6
TEL：0942-81-3113



出前講座にいきます!

制度、介護予防、高齢化に向けたさまざまな事業や地域での取り組みをお話します。

☆最近依頼のあったメニューの紹介です☆

内 容	テ ー マ
介護・予防	第5期介護保険事業計画
介護保険	介護保険全般
地域支援	地域包括支援センター
介護保険	介護保険サービス
介護予防	認知症予防の話及び実技、介護予防(回想法)
介護予防	転ばぬ先の転倒予防、老いと二人三脚
地域住民認知症サポーター	認知症サポーター養成講座
中学生認知症サポーター	中学生の為の認知症サポーター養成講座
小学生認知症サポーター	にんちしょうってなあに?

出前講座の申込方法

- ①「出前講座」メニューより聞いてみたい、やってみたいと思う内容をお選びください。
組み合わせても OK です。気軽にお電話でお問い合わせください。
- ②開催予定の1ヶ月前くらいまでに、「出前講座」申込書(ホームページよりダウンロード
できます)にてお申し込みください。
こちらから、日程調整等行い、決定のご連絡をいたします。

問い合わせ先:総務課 総務係 TEL0942-81-4825 FAX 0942-85-2084
ホームページアドレス:<http://www.kttnet.co.jp/tosukaigo/>

■お問い合わせは/ 鳥栖地区広域市町村圏組合

〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494-1

ホームページアドレス <http://www.kttnet.co.jp/tosukaigo/>

出前講座に関すること、その他総務全般に関すること

電 話 0942-81-4825

FAX 0942-85-2084

介護保険料に関すること

電 話 0942-85-3637

総務課 収納対策室 介護保険料係

FAX 0942-85-2084

要介護・要支援認定に関すること

介護保険給付に関すること

電 話 0942-81-3315

介護保険課 認 定 係

介護保険課 給 付 係

FAX 0942-81-3316

介護予防に関すること

電 話 0942-81-3111

介護保険課 地域支援係

FAX 0942-81-3316